

# 専門職大学院の分野別認証評価における 評価事例について <学修成果>

# 学修成果に係る主な評価基準・評価項目例

主な  
「直接評価」  
の取組

主な  
「間接評価」  
の取組

「分野特有」の  
評価の取組

## ①成績評価基準を踏まえた厳格な成績評価・単位認定（成績評価基準・成績分布表など）

- DP・CPを踏まえた成績評価基準の策定・学生への周知
- 学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとなっているか確認

## ②DPを踏まえた修了認定、標準修業年限修了率（標準修業年限×1.5 以内など）

- DPを踏まえた修了要件の策定・周知・修了の認定
- 「学修成果を得られるまでの到達速度・適切さ」を確認

## ③修了者の就職・進学等の状況、修了者からの意見聴取（修了後一定期間）

- 修了者の就職先・就職率等の状況について把握
- 修了者が大学院で学んだ知識・技能等が、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に合致していたかを確認

## ④在学中の学生からの意見聴取

- 学生自身が「どれだけ学んだか」「学修目標に対してどう感じているか」等を確認
- 授業評価・アンケート調査・インタビュー・満足度調査等を通じて、学修成果の状況を把握

## ⑤就職先・関係企業等への意見聴取

- 修了者が実務上・社会上でどう評価されているかを確認
- 修了者の社会的な活躍の状況（地域貢献等の多様な活躍の実績を含む）について確認

## ⑥国家試験の合格率・資格取得実績 等

- ①から⑤を通じて、自己点検・評価報告書（規程・手順など）等を踏まえ、教育改善に向けたPDCAサイクルが機能しているか確認している。
- ③から⑤に関しては、大学の自己点検評価と乖離がないかという観点でも確認されている。
- ③④に関しては、認証評価機関が直接調査する場合と、大学が調査・把握している内容を踏まえ、教育改善等に役立てているかを調査する場合がある。いずれか、もしくは両方を併用している場合もある。
- ⑤に関しては、大学が調査・把握している内容を踏まえ、教育改善等に役立てているかを確認している。

## ピア・レビューの観点例

### ●厳格な成績評価

- 各授業科目の到達目標を踏まえて成績評価及び単位認定が行われていることの点検を、組織的に実施しているか。
- あらかじめ定められた成績評価基準に従って成績評価が厳格に行われているか。
- 相対評価方式を導入している場合には、成績評価の分布の点検を組織的に実施しているか。
- 成績評価の評語ごとに対応する到達目標に関わる成績評価基準に則していることの点検を、組織的に実施しているか。

### ●ディプロマポリシーとの整合性（アドミッションポリシー含む）

- 修了者の進路の状況が、法科大学院の目的に則して妥当なものであるか。
- あらかじめ定められた修了認定基準や手続等にしたがって修了認定が厳格に行われているか。
- 法科大学院の目的に則した人材養成が行われているか。
- 司法試験合格率を踏まえ、入学者選抜結果、成績評価との関連性を検証できているか。

## 事務的に確認している点

- 成績評価基準の周知（履修要項等の刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等）
- 修了要件を適用する手順
- 司法試験合格率を算出し、法科大学院の平均合格率との比較  
(適切な状況にあるとは言えない場合は、当該法科大学院が自ら目標として設定している合格率を比較)

⇒数値的なものなどは事務的に確認

## 現状の評価における課題

- 法科大学院の判断により任意の根拠資料が提出され評価で参照する場合があり、根拠資料について、あらかじめ指定できるものについては指定することでその平準化を図ることが必要。

⇒評価に当たって参考する資料の共通化（データベース化）

## ▶ 適格・不適格に留まらない評価（段階別評価の実施、先駆的・優良事例の取り上げ等）の実施について

大学改革支援・学位授与機構では、適格・不適格に留まらない評価として、「優れた点」、「特色ある点」を取り上げ、評価報告書に記載。

### <判断基準>

「優れた点」：法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの

「特色ある点」：「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの

### <決定プロセス>

#### 【評価担当者】

- ①自己評価書の分析結果に基づき、基準を満たしているかどうかの判断
- ②その結果に基づき、基準ごとに、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（「優れた点」、「特色ある点」等）を指摘事項として抽出

#### 【評価部会】

- ③評価担当者が抽出した候補を検討し、評価部会の中で評価報告書に記載する取組を決定

### <具体的な事例>

#### 「優れた点」

##### ・令和5年度受審 東京大学

研究論文やリサーチペイパーの執筆を通じ、多くの学生が研究活動に取り組んでいるほか、学生主体で編集する「東京大学法科大学院ローレビュー」が刊行されている。当該ローレビューの編集委員経験者や論文掲載経験者から、修了後に研究者として活躍する者が多数輩出されており、具体的には、令和元年度から令和5年度の間に、博士課程に進学した者5人のうち3人、助教となった者19人のうち12人は、当該ローレビューの編集委員経験者や論文掲載経験者となっている。また、国際機関や国外の法律事務所等における国際的なルール作りや紛争解決の場面で、各国の一流の実務家と渡り合える人材を多数輩出するため、修了者を国際機関や海外の著名な法律事務所に1ヶ月前後派遣する海外派遣プログラムが実施されている。（基準2－3）

#### 「特色ある点」

##### ・令和5年度受審 名古屋大学

法科大学院における自己点検・評価が、東海国立大学機構及び当該大学の内部質保証の各規程と整合的に規定され、統合されていることで、法科大学院の自己点検・評価と各種第三者評価が制度的に一貫性及び継続性を持つように配慮され、内部質保証の仕組みが機能するものとなっている。（基準2－1）

# 参考資料 1：一般社団法人 専門職高等教育質保証機構（教育実践分野）

## 基準 I - 2 【重点評価項目】教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

### 判断指針

卒業時の状況（単位修得・卒業状況、資格取得等の状況、授業評価等学生からの意見聴取の結果等）、卒業生の進路の状況等の実績や成果、および卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取等の分析によって、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されているか否かを判断します。

### 分析観点 I - 2 - 1 単位修得・卒業状況、資格取得等の状況の分析結果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

#### 【分析内容】

- ・在学中の単位修得状況、進級率、成績評価の分布表等を確認する。
- ・標準修業年限内の卒業率および「標準修業年限 × 1.5」年内卒業率（過去5年分）を確認する。
- ・教育実践大学院の目的および卒業認定・学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。

#### 【根拠資料・データ】

- ・単位修得率、学位取得率、進級率、標準修業年限内および「標準修業年限 × 1.5」年内の卒業率、留年・休学・退学状況、成績評価の分布表、資格取得者数、各種コンペティション等の受賞状況等
- ・学修成果の把握状況や検証・評価に向けた活動状況が確認できる資料
- ・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それが確認できる資料

### 分析観点 I - 2 - 2 学生による授業評価や学生からの意見聴取の結果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

#### 【分析内容】

- ・学修の達成度や満足度に関するアンケート調査、学修ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学修成果の状況を確認する。

#### 【根拠資料・データ】

- ・学生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料（学生による授業評価、学修達成度に関するアンケート調査資料、学生の満足度に関する調査結果等）
- ・学修ポートフォリオの分析結果

### 分析観点 I - 2 - 3 卒業後の進路の状況等の実績や成果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

#### 【分析内容】

- ・就職先・進学先の状況、就職率・進学率の状況が、教育実践の目的および卒業認定・学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。
- ・卒業生の活躍状況、各種コンペティション等の受賞状況等を確認する。

#### 【根拠資料・データ】

- ・就職希望者の就職先、就職率、進学先が確認できる資料
- ・卒業生の社会での活躍等が確認できる資料（各種コンペティション等の受賞状況を含む）

### 分析観点 I - 2 - 4 卒業生、地域および就職先等の関係者からの意見聴取の結果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

#### 【分析内容】

- ・卒業後一定年限を経過した卒業生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・地域および就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・地域社会への貢献状況を確認する。

#### 【根拠資料・データ】

- ・卒業生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料
- ・地域および就職先等の関係者に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料

## IV 自己評価基準

## 1 助産専門職大学院 自己評価の各評価基準

## 2-4 成績評価および修了認定

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、**学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なもの**として行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

基準 2-4-1

- (1) **成績評価の基準が設定**され、かつ、**学生に周知**されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報と共に学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

基準 2-4-2

学生が在籍する助産専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該助産専門職大学院における単位を認定する場合は、当該助産専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

基準 2-4-3

助産専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。

教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を助産専門職大学院が修了要件として定める単位数を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

基準 2-4-4

成績評価は、学生にフィードバックされていること。学生の評価に対する疑問や不服について申し出ができる体制を整えていること。

基準 2-4-5

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD・SD体制）が整備され、実施されていること。また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。**学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備**されていること。

## 【根拠資料】

- ・**成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針**の設定
- ・成績評価における考慮要素の明確化等が明示された規則等
- ・**シラバスの成績評価内容を示した箇所**
- ・**実際の各科目成績評価の分布状況が把握できる資料**
- ・各種試験（期末試験、再試験、追試験等）の実施要領、実施状況が把握できる資料
- ・修了に必要な修得単位数など、修了要件、修了認定に関して定めた規則
- ・他の機関における履修による単位認定に関して定めた規則
- ・他の機関において修得した授業科目の内容が把握できる資料等

※このほかに、実地調査において、**学生・卒業生／修了生へのインタビューを実施**

基準項目4－5．学修成果の把握・評価

評価の視点	評価の視点に関する自己判定の留意点
<p><b>①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用</b></p>	<p>A. 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。</p> <p>B. 日本人学生と留学生の<u>学修状況・資格取得状況・就職状況（就職先や業務内容、創業などの卒業時の動向）</u>の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、学修成果を大学院が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて把握・評価しているか。</p>
<p><b>②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック</b></p>	<p>A. 学修成果の把握・評価の結果を<u>教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。</u></p>

(日本高等教育評価機構HP受審のてびきより文科省作成)

## 参考資料4－1：公益財団法人日弁連法務研究財団（法科大学院）

評価基準		根拠資料 注1	根拠資料等に基づく適否の判断基準 ※下線はピアレビューを要するもの 注2
1-3	自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。（多）	司法試験合格者数、成績評価の基礎資料、修了認定に関する資料	・ <u>司法試験合格率を踏まえ、入学者選抜結果、成績評価との関連性を検証できているか。</u>
8-1	厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること（多）	教授会・FD関係委員会の議事録、定期試験問題定期試験の採点分布表、定期試験答案、科目ごとの成績分布表、成績評価の根拠の分かる表、成績評価の基礎資料、「法科大学院の学生が最低限習得すべき内容」に関する資料	・ <u>適切な成績評価基準が設定され、事前に学生に開示されているか。</u> ・ <u>あらかじめ定められた成績評価基準に従って成績評価が厳格に行われているか。</u>
8-2	修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で、修了認定が適切に実施されていること。（多）	修了認定に関する資料、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に関する資料	・ <u>修了認定基準や、認定の体制・手続が適切に設定され、かつ入学志望者に開示されているか。</u> ・ <u>あらかじめ定められた修了認定基準や手続等にしたがって修了認定が厳格に行われているかどうか。</u>
8-2	修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で、修了認定が適切に実施されていること。（多）	修了認定に関する資料、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に関する資料	・ <u>修了認定基準、認定の体制・手続が適切に設定され、入学を志望する学生に開示された上で、修了認定があらかじめ定められた修了認定基準や手続に従って厳格に行われているか。</u>

※細目省令第4条第1項における「ト 学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定に関するこ。」「ヲ 課程の修了要件に関するこ。」「ヨ 法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関するこ。」に対応する評価項目を抜粋

注1) 現地調査前に受審校から開示された資料のうち代表的なもののみを記載した。実際の認証評価では、現地調査等で提出された他資料を根拠として評価することもある。

注2) 本シートの記載は、評価基準解説を事務局にて要約したものである。詳しくは法科大学院評価基準・解説をご参照されたい。

## 参考資料4－2①：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（法科大学院）

基準	分析項目	根拠資料	根拠資料等に基づく適否の判断基準 ※下線はピアレビューを要するもの
2-3 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	2-3-1 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法試験の合格状況（別紙様式2-3-1）</li> <li>・当該法科大学院が司法試験の合格率に関して設定している数値目標に関する資料（非公表のものも含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率を算出し、全法科大学院の平均合格率と比較して適切な状況にあることを確認する。</li> <li>・上記手順において適切な状況にあるとは言えない場合は、直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率と当該法科大学院が自ら目標として設定している合格率を比較し、適切な状況にあることを確認する。</li> <li>・法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合は、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者（法学部3年次終了後に早期卒業により法学既修者として入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験の合格率についても算出し、法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率と比較し、適切な状況にあることを確認する。</li> </ul>
	2-3-2 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況）が把握できる資料</li> </ul>	<p><b><u>・修了者の進路の状況が、法科大学院の目的に則して妥当なものであること等を確認する。</u></b></p>
	2-3-3 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了時の学生及び修了後に一定年限を経過した修了者等からの意見聴取（アンケート調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</li> </ul>	<p><b><u>・修了時の学生からの意見聴取及び修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取等の結果を踏まえて、法科大学院の目的に則した人材養成が行われていることを確認する。</u></b></p>

<次頁へつづく>

## 参考資料4－2②：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（法科大学院）

基準	分析項目	根拠資料	根拠資料等に基づく適否の判断基準 ※下線はピアレビューを要するもの
3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること	3-5-1 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること	・成績評価基準について定めている規程等（公表されていない細目等がある場合は、それらも含む）	・成績評価基準について組織として定め、 <u>その基準が学習成果の評価の方針と整合性があることを確認する。</u>
	3-5-2 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることが確認できる資料	・学生に対して、履修要項等の刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により成績評価基準の周知を図っていることを確認する。
	3-5-3 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。 相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること	・評価実施前年度の成績分布表 ・成績分布等のデータを組織的に確認していることに関する資料 ・上記のほか、到達目標に則した成績評価の実施状況を組織的に確認していることに関する資料	・学習成果の評価の方針に則り、 <u>各授業科目の到達目標を踏まえて成績評価及び単位認定が行われていることの点検を、組織的に実施していることを確認する。</u> ・相対評価方式を導入している場合には、 <u>成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。また、成績評価の評語ごとに對応する到達目標に関わる成績評価基準に則していることの点検を、組織的に実施していることを確認する。</u>
3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること	3-6-1 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して修了要件を組織的に策定していること	・修了の要件を定めた規程 ・修了判定に関する手順（教授会の審議等）が確認できる資料 ・GPA制度その他単位修得数以外のものを修了判定に活用している場合には、その実施状況が確認できる資料	・修了要件が組織的に策定され、 <u>専門職大学院設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。</u>
	3-6-2 修了要件を学生に周知していること	・修了要件を学生に周知していることを示すものとして、履修要項、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所	・学生に対して、履修要項等の刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により修了要件の周知を図っていることを確認する。
	3-6-3 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること	・修了要件を適用する手順のとおりに実施されていることが確認できる資料（教授会等での審議状況等に係る資料）	・修了の認定について、修了要件を適用する手順のとおりに実施されていることを確認する。

※細目省令第4条第1項における「ト 学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定に関すること。」「ヲ 課程の修了要件に関すること。」「ヨ 法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。」に対応する評価項目を抜粋

## 参考資料4－3：公益財団法人大学基準協会（法科大学院）

評価の視点	根拠資料	根拠資料等に基づく適否の判断基準
2-10 成績評価、単位認定及び課程修了認定の方法及び基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、明示された方法及び基準に基づいて公正かつ厳格に行っていること（「専門院」第10条第2項）。なお、追試験・再試験を行う場合、あらかじめ明示された客観的かつ厳格な基準に基づいて実施し、評価方法・基準についてもあらかじめ学生に明示したうえで、公正かつ厳格に行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価基準を明示している規則等</li> <li>・成績の分布に関する資料</li> <li>・単位に関わる試験、再試験、追試験等の実施要項</li> <li>・各科目試験の問題及び学生の答案</li> <li>・授業計画、科目概要など授業内容、成績評価内容を示した冊子等（講義要項、シラバス等）</li> <li>・「基礎要件データ」表19※2</li> </ul>	<p>「評価の視点」に照らして、「法科大学院基準に関する自己点検・評価のポイント及び留意事項等」の該当項目に示す留意事項を踏まえながら評価委員が判断している。</p> <p>細目省令に示す内容については、評価委員が「基礎要件データ」表6に基づく評価も実施し、評価結果中の当該「評価の視点」において記載している。※1</p>
2-11 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生、共通到達度確認試験などの結果において成績不良の学生に対し、進級を制限するなどの措置を講じていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修の手引き※2</li> </ul>	<p>「評価の視点」に照らして評価委員が判断している。</p>
2-12 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価の異議申立てに関する規則</li> </ul>	<p>「評価の視点」に照らして評価委員が判断している。</p>
2-13 組織的な教育課程・方法等の改善・向上を図っていること（FD活動）。のために、学生や修了生の意見を聴取し、司法試験の合格状況、標準修了年限修了者数及び修了率に関する情報、修了者の進路、修了生や学生の意見を把握・分析し、学位授与方針に示した学習成果を検証し、その結果を活用していること（「専門院」第11条、「大学院」第14条の3）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育内容・方法の改善のための活動（FD活動）に関する定め</li> <li>・ファカルティ・デベロップメントなど、教員の研究・研修等への組織的取組み状況が把握できる資料</li> <li>・授業評価に関する定め及び結果報告書 ※学生の自由記述が掲載されている資料を含む</li> </ul>	<p>「評価の視点」に照らして、「法科大学院基準に関する自己点検・評価のポイント及び留意事項等」の該当項目に示す留意事項を踏まえながら評価委員が判断している。</p> <p>細目省令に示す内容については、評価委員が「基礎要件データ」表7に基づく評価も実施し、評価結果中の当該「評価の視点」において記載している。※1</p>
2-25 適切な体制のもと、進路選択に関する相談・支援、修了生の進路等の把握が行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生生活の相談、助言、支援体制に関する定め（学生相談室規程、学生相談室報等）、実績データ</li> <li>・就職支援に関する体制についての定め及びパンフレット</li> <li>・修了生の進路が把握できる資料</li> </ul>	<p>「評価の視点」に照らして評価委員が判断している。</p>

※細目省令第4条第1項における「ト 学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定に関すること。」「ヲ 課程の修了要件に関すること。」「ヨ 法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。」に対応する評価項目を抜粋

※1 本協会の法科大学院基準は4つの大項目により構成されている。各大項目は「本文」、「基礎要件」及び「評価の視点」により構成されており、本協会が法科大学院認証評価を行う際に依拠すべきポイントは「評価の視点」に留まるものではなく、「基礎要件」も同様に依拠すべきポイントである。「基礎要件」については、当該要件を確認するために申請大学に提出を求めている「基礎要件データ」の各表に基づき評価を実施しているため、細目省令と評価項目の対応関係に関しては、「基礎要件データ」の各表についてもあわせて確認を行いつの結果を示している。

※2 根拠資料に関しては、点検・評価報告書の記述を裏付ける根拠資料について提出を求めており、そのうち一部は〔様式3〕提出資料一覧であらかじめ指定しているが、それ以外の資料についても提出がなされる。これらの資料は〔様式3〕提出資料一覧であらかじめ指定した資料以外で、第4巡回の認証評価において実際に提出のあった資料や実地調査の際に閲覧した資料の例である。